

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施細則

制定 令和5年5月1日 5産労農安第215号

第1 趣旨

この実施細則は、ハクビシン等による農作物獣害防止対策実施要綱（令和5年3月29日付4産労農安第1536号）（以下「実施要綱」という。）及びハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要領（令和5年3月29日付4産労農安第1537号）（以下「実施要領」という。）を補完するために必要な事項を定める。

第2 対象となる野生獣

- 1 対策の対象となる野生獣は、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ等とする。

第3 申請について

- 1 区市町村もしくは農業協同組合が事業実施主体になるため、同じ地域を対象として同じ事業区分で申請することがないように事前に調整すること。

第4 加害獣侵入防止対策事業について

1 侵入防止施設

- (1) 実施要領第2第1項の侵入防止施設の補助対象は、材料費及び送料（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

- (2) 設置については、人に対する危険防止のため、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められた設置方法を遵守し、以下の基準を満たすこと。

- ア 危険である旨の表示をすること。
- イ 出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ウ 漏電遮断器を設置すること。
- エ 開閉器（スイッチ）を設置すること。

- (3) 設置期間は目的に応じた期間とすること。

2 事業実施報告について

事業実施主体は、被害状況及び施設整備を行った実績を、別記様式にとりまとめ、実施要綱第7で定める事業実績とともに報告すること。

第5 普及啓発支援事業について

1 協議会の設置及び運営

被害を地域全体で軽減・防止するための協議会を設置し、適切な防除方法等の普及

啓発を図るよう努めること。

2 侵入防止施設整備の普及啓発に関するリーフレット等の作成

リーフレットは平易な表現を用いて、農業者が侵入防止施設の整備や見回りなどの管理に役立つ内容にすること。可能であれば、作成したリーフレット等を活用して講習会等を実施し、理解を促すよう努める。

3 侵入防止施設の設置方法や管理に関する講習会

侵入防止施設の設置方法や管理に関する講習会を開催し、農業者が適切に対策を実施できるようにすること。

4 被害軽減・防止に関する冊子やパンフレット等の作成

冊子、パンフレットは、分かりやすい内容とし、広く周知するよう努めること。可能であれば、作成した冊子やパンフレット等を活用して、講習会等を実施し、理解を促すよう努める。

5 被害を地域で軽減・防止するための講習会や検討会等の開催

獣害対策は、農業者だけでなく、地域住民の理解のもと、地域ぐるみで対策にあたるのが重要であるため、広く参加者を募り、現状に即した対策につながる検討会等を実施するよう努めること。

第6 有害鳥獣捕獲支援事業について

1 捕獲等

捕獲等に当たっては、餌付け防止や侵入防止対策を講じた上で行うこと。

2 捕獲等に関する法令の遵守

捕獲等に当たっては、法令を遵守し、捕獲許可申請の上で、適切な捕獲・処分をすること。捕獲許可の申請内容は、生活環境被害以外にも農林業被害防止を理由とすることが望ましい。

なお、農林業被害の防止目的で、小型の箱わな当による捕獲を行う場合、狩猟免許を有していない者も、申請により捕獲許可を受けることができる緩和措置が設けられている。その場合にも、安全面に留意するとともに、加害獣の絶命処理や最終処分等についても、法令等に準拠した適切な方法で実施しなければならない。

3 捕獲個体の取扱い

事業実施主体は、試験研究機関及び教育機関から学術・研究のために捕獲個体の提供依頼があった場合は、積極的に応じること。

4 捕獲の報告

(1) 捕獲を行った際は、別記参考様式の捕獲記録表を作成し、環境局自然環境部計

画課に実施要綱第7で定める事業実績とともに報告すること。ただし、参考様式の項目を満たしていれば、実施主体の独自様式での提出もできる。

5 捕獲作業及び捕獲後の絶命処理及び最終処分委託について

(1) 事業実施主体が、第5第2項に基づき農業者が自ら捕獲を行う体制を整備することが困難な場合は、作業委託を補助対象と認める。ただし、委託に係る費用の算出方法は、下記を参考に設定する。

ア 1頭当たりの捕獲に係る作業委託費用

事業実施主体の非常勤職員の賃金単価に捕獲檻等の設置及び撤去等に係る1頭当たりの平均的な作業時間（3時間）を応じた金額を上限とする。

イ 絶命処理から最終処分に係る技能及び高度の肉体的条件を有する特殊作業
1頭当たりの費用は、特殊作業員^{*}の労務単価の4時間相当（平均的な作業）を上限とする。

^{*}公共工事設計労務費単価表（法定福利費等を含む。）を参考のこと。

(2) 絶命処理及び死体の最終処分

ア 絶命処理は炭酸ガスによる処置が望ましい。

イ 死体の最終処分は、捕獲場所での埋設を基本とするが、地域の実情に応じ各区市町村の清掃部局へ焼却を依頼する。

ウ 清掃部局での受け入れが困難な場合でも、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第二条に定義される宗教団体への委託費用は補助対象外とする。

(3) 委託契約の締結

事業実施主体以外の者が捕獲作業あるいは絶命処理及び最終処分を行い、それぞれの実施者が異なる場合は、原則として事業実施主体は、それぞれの実施者と委託契約を結ぶこと。ただし、それぞれの実施者と委託契約を結ぶことが難しい場合は、都が認めた場合に限り一部再委託をすることができる。

附則

この実施細則は、令和5年5月1日から施行する。